

いわき市地域自立支援協議会からの提言に
係るワーキンググループ最終報告書

令和3年3月

いわき市保健福祉部障がい福祉課

目 次

第1章	ワーキンググループの概要	
1	目的	P1
2	グループメンバー	P1
3	経過	P2
第2章	市地域自立支援協議会からの提言の概要	
1	提言に至った経緯	P3
2	提言内容	P3
第3章	ワーキンググループでの協議事項	
1	提言事項の分類と現状分析	P6
2	大規模水害対応タイムラインの作成	P6
3	優先して取り組むべき事項の選定	P6
第4章	各項目の協議	
1	事業所間の連携・備え・指針	P7
2	避難行動要支援者名簿について	P10
3	福祉避難所のあり方	P13
(資料)		
【別紙1】	「いわき市地域自立支援協議会からの提言に係るワーキンググループ」報告書概要	P17
【別紙2】	課題整理表	P18
【別紙3】	大規模水害対応タイムライン	P20
【別紙4】	いわき市地域自立支援協議会からの提言受理後WG協議概要	P22
【別紙5】	災害発生時の事業所間連携イメージ(たたき台)	P23
【別紙6】	要配慮者(障がい者児)の避難先の確保に係る業務フロー	P24

第1章 ワーキンググループの概要

1 目的

令和元年東日本台風発生後、「いわき市地域自立支援協議会」にて、今後
も想定される大規模災害に備え、障がい福祉に関する地域の災害対応体制の
強化を図ることを念頭に、課題と考えられるものに対する対応策を市への提
言書としてとりまとめ、令和2年8月7日に市長に対し提言書が提出された。

このなかで、「提言の内容について協議する、いわき市地域自立支援協議
会等との協働作業による具現化のための組織の設立」との提言に基づき、障
がい者等への災害対応について、行政だけでなく、関係者との共通認識と協
力のもと、提言に関するより具体的な協議を進めていくことを目的とするワ
ーキンググループを設置した。

2 グループメンバー

氏名	所属	役職
鈴木 繁生	市地域自立支援協議会	会長
小玉 智巳	県老人福祉施設協議会特養部会いわき支部	会長
浄土 洋輔	いわき基幹相談支援センター	相談支援専門員
阿部 卓磨	市土木部 河川課	主査
遠藤 俊祐	消防本部 警防課	主査
鈴木 遼	消防本部 総務課	主任
安藤 成央	総合政策部 危機管理課	主査
木村 大輔	保健福祉部 保健福祉課	課長補佐
佐藤 清孝	保健福祉部 介護保険課	主査
池場 孝太	保健福祉部 地域包括ケア推進課	企画係長
小宅 教行	保健福祉部 障がい福祉課	支援係長

3 経過

令和2年8月から同年12月まで、計5回の会議を実施した。

会議	月 日	内 容
	令和2年8月7日	・市自立支援協議会からの提言受理
第1回	令和2年8月24日	・優先的に取り組むべき事項の選定 ・協議内容及び日程
第2回	令和2年9月29日	・大規模水害対応タイムラインの検証 ・事業所間の連携・備え・指針の検討 ・避難行動要支援者名簿についての検討 ・福祉避難所についての検討
第3回	令和2年10月30日	・大規模水害対応タイムラインの検証 ・課題の整理、進捗確認 ・事業所間の連携・備え・指針の検討 ・避難行動要支援者名簿についての検討 ・福祉避難所についての検討
第4回	令和2年11月26日	・課題の整理、進捗確認 ・事業所間の連携・備え・指針の検討 ・避難行動要支援者名簿についての検討 ・福祉避難所についての検討
第5回	令和2年12月25日	・検討内容のまとめ

第2章 市地域自立支援協議会からの提言の概要

1 提言に至った経緯

本市に甚大な被害をもたらした「令和元年東日本台風」により、障がい者等に対する災害対応について、自主的に避難が出来ない方や一般の避難所にいることができない方など、様々な障がいの特性に配慮した支援が必要ということを改めて痛感した。

障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たすことを目的に協議の場を設けている「市地域自立支援協議会」において、各障害福祉サービス事業所等から意見を集め、これまでの災害対応についての振り返りを行い、今後も想定される大規模災害に備え、障がい福祉に関する地域の災害対応体制の強化を図ることを念頭に、課題と考えられるものに対する対応策をとりまとめ、市に提言した。

2 提言内容

(1) 福祉避難所の開設時期や設置内容

- ・福祉避難所は二次避難所とせず災害前から開設し、事前に避難できるような仕組みとしていただきたい。
- ・民間福祉避難所を開設するには環境面やマンパワーを考慮し、当該事業所利用者を優先する等、受け入れに配慮していただきたい。
- ・福祉避難所となる事業所等に対し、避難者受け入れに必要な物資の配備を確保するなど、事前取り決めを確実に行っていただきたい。
- ・障がいがある方の個々の状況、特性などを考慮した上で、必要に応じて障がい者の家族も受け入れる仕組みを検討していただきたい。
- ・支援学校は原則開設することとし、医療機関や個室を持つ施設も福祉避難所となるよう検討していただきたい。
- ・福祉避難所の設置運営に際しては、事前に災害対応の専門家による助言指導を受けられる体制を整えていただきたい。

(2) 一般避難所の質の向上

- ・一般避難所のバリアフリー化等について、必要に応じて改修を検討していただきたい。
- ・一般避難所において、福祉スペースを設置するとともに、必要に応じ、医療・福祉専門職による対応を可能とするなど、要配慮者対応を検討していただきたい。

(3) 避難行動要支援者名簿の整備と運用方法

- ・名簿の登録に際して、丁寧な説明と確実な周知方法を検討していただきたい。
- ・発災時に実働性のある活用が出来るように、平常時から名簿の掲載内容と閲覧方法等の再整理を行い、地区保健福祉センターや地区自主防災組織（又は行政区）、民生児童委員等への再周知及び現在の名簿登録者への確認をしていただきたい。
- ・名簿に登録している障がい者等については、障がい者相談支援センター及び計画相談支援事業所へ情報提供できることとし、また登録している旨をサービス等利用計画及び個別支援計画へ記載する仕組みを検討していただきたい。

(4) 市からの災害関連情報の伝達方法

- ・必要な情報へのアクセスを簡略化するため、国通知や被害状況、福祉避難所利用可否等をメール配信のほか、市公式HPに掲示していただきたい。
- ・各事業所の被災状況や支援して欲しいこと（人材、車両、物資など）を適宜集約する仕組みを構築し、必要に応じて支援可能な体制としていただきたい。
- ・避難行動要支援者名簿登録者へ直接情報を発信する仕組み（メール・SNSなど）を構築していただきたい。
- ・災害時における各種福祉事業の運用指針を市が作成すると共に、各事業所における災害時の主な対応や、対応に係る報酬等について明記し、事前に周知していただきたい。

(5) 各事業所等における災害時対応マニュアルの整備や避難訓練

- ・各事業所等に対し、各災害に応じた対応マニュアルや事業継続計画（BCP）の整備を依頼し、地域や同種の関係機関と連携した避難訓練を実施していただきたい。
- ・災害対応マニュアル等整備の有無及びその内容についての確認、また当該マニュアル等を整備する上でのアドバイザー設置を検討していただきたい。

(6) 被害を受けた他事業所の利用者の受け入れ

- ・災害により被害を受けた事業所の利用にあっては、福祉サービスの提供が中断される恐れがある。そこで、全市レベルにおける事業所間でのマンパワーや受け入れ態勢を含めた互助の体制を構築するため、各事業所連絡会や地域会議等において、受け入れ態勢の確認等を行っていただきたい。
- ・上記のきっかけ作りやコンセンサスを図るため、全市的な事業所等が一堂に会する場で協議等を開催していただきたい。

(7) 自宅生活継続者支援

- ・災害発生時において自宅生活を継続する障がい者について、速やかな安否確認、被災状況確認、ニーズ把握、見守り、必要なサービスの提供など、様々な支援が想定される。指揮系統や情報集約、支援体制について、一定の役割分担の明確化を行い、個別対応に繋げる仕組みを構築していただきたい。

(8) 申請窓口（避難所、自宅訪問）

- ・災害関係に係る各種申請について、避難所での巡回申請窓口の設置、市ホームページからの電子申請を可能にしていきたい。
- ・平常時に比較し、被災時は各種手続きが多岐に渡ることから、自宅から申請に行くことができない障がい者に対し、必要に応じて地区保健福祉センターまたは障がい者相談支援センターが自宅訪問での一括申請に対応していただきたい。

(9) 移動が難しい人の対応（居宅介護、移動支援）

- ・居宅介護や移動支援での移送可能なことを事業所に事前に周知することにより、避難勧告や避難指示が出た段階での避難所等への移動をスムーズに行えるようにしていきたい。

(10) 提言具現化のための組織の設立

- ・上記提言の内容について、いわき市地域自立支援協議会等との協働作業による具現化のための組織の設立など、体制整備の検討をしていただきたい。

第3章 ワーキンググループでの協議事項

1 提言事項の分類と現状分析

提言内容について、災害対応の時期と主に実施すべき主体、現在の対応状況に着目し、次のように分類した（詳細は別紙2）。

- ①時期：【平常時】【発災前・発災時・発災直後】【発災後短期】
- ②主体：【行政】、【サービス提供事業所】【計画相談支援事業所等】
- ③対応状況：【協議済み】【方向性の調整済み】【課題あり】

2 大規模水害対応タイムラインの作成

発災時における市の動き、事業所の避難確保計画・居宅介護支援/計画相談・サービス提供事業所や福祉避難所（民間の想定含む）の動き、対応の確認・具現化を図ることを目的に作成。（別紙3）

3 優先して取り組むべき事項の選定

1の分類のうち、障がい者等の要配慮者が逃げ遅れることなく、命を守る適切な対応をとるため、【平常時】、【発災前・発災時・発災直後】における次の項目について優先的に協議することとした。

- (1) 事業所間の連携・備え・指針（事業所間の相互支援体制の構築等）
- (2) 避難行動要支援者名簿の整備（登録促進、情報更新、実効性の向上等）
- (3) 福祉避難所のあり方（開設場所、時期、対象者、人員、資機材等）

第4章 各項目の協議

1 事業所間の連携・備え・指針

検討項目

- ア 非常時の事業所間の相互支援体制の構築
- イ 非常時体制の明確化
- ウ 避難確保計画作成と避難訓練実施の徹底

対応状況（令和元年東日本台風時）

① 非常時の事業所間の相互支援の状況

- 市
 - ・福祉避難所のヘルパーの手配について、協定先の社会福祉協議会へ依頼。手配等に苦慮
- いわき地区障がい者福祉連絡協議会
 - ・加盟事業所の被害状況把握
 - ・支援物資、寄付金の振り分け
 - ・ボランティア活動等への人員派遣
- 老人福祉施設協議会特養部いわき支部
 - ・会員施設へ被災状況と必要物資の確認
 - ・断水を踏まえた給水車手配
 - ・被災した多数の高齢者の緊急受け入れの要請をショートステイで対応
 - ・人員派遣の検討

② 非常時の事業所間の情報共有の状況

- ・情報の共有について、事業所側で「どこで何が起きているのか分からない＝どう対応すれば良いのか分からない」などの声が寄せられた。

③ 避難確保計画作成と避難訓練の実施状況

- ・令和元年東日本台風時、洪水浸水想定区域内又は土砂災害計画区域内の要配慮者利用施設の中に、避難確保計画の未策定及び避難訓練の未実施を確認している。

【課題及び課題解決の方向性】

項目	課題	課題解決の方向性
ア 非常時の事業所間の相互支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 各団体等に加盟していない事業所の被災状況把握と必要な支援のための体制の構築の検討が必要である。 各団体等に加盟していない事業所の情報集約・発信・コーディネートをどこが担っていくのか検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時、事業所支援のコーディネートを行う機関が事業所のメールアドレスを集約及びメーリングリストを作成、そのリストを活用し、事業所の被災状況の把握を行う。 行政が行う事業所の被災状況の把握は、事業所間連携や相互支援とは目的が異なるため、発災直後の市主導による事業所間支援のコーディネート機能は現実的には困難である。 今後は、実働へ向けた全市的な取り組みとして内容や役割分担の詳細を、関係団体等と協議していく。
イ 非常時体制の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 事業所間の相互支援などを行う際のコーディネート機能の体制構築が必要。現状の民間事業所団体の取り組み等も踏まえ、運用イメージを協議する必要がある。 関係団体等への加盟、非加盟に関わらず全ての法人、事業所が相互支援の役割として担うべきで、情報共有の仕組みづくりへの参画について、市地域自立支援協議会と障連協が具体化に向けて連携の検討を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 障連協では、令和元年東日本台風の際には、加盟事業所への必要な支援の準備はできていた。 老人福祉施設協議会特養部いわき支部では、会員の被災状況や必要な支援や高齢者の受け入れの体制は整えていた。 行政は、避難所の増設を予定している中、事業所支援がどこまでできるか不透明な部分もあり、民間事業所は自助共助の認識が必要である。 <p>また、加盟非加盟で相互支援体制が取りづらい状況にあるなら、高齢者や障がい者など各分野の協議会を活用するなど、災害時に向けた事業所間連携の枠組み作りについて、今後も協議が必要である。</p>

ウ 避難確保計画の作成と避難訓練の実施の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設での避難確保計画の未策定及び避難訓練の未実施についての対応について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の未策定及び避難訓練の未実施について、計画と訓練の必要性の周知を図っていくとともに、その対応を継続していく。 ・令和元年東日本台風を教訓に、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対して、水防法及び土砂災害防止法により、避難確保計画の作成及び計画に基づいた訓練を行うよう通知（令和2年7月8日）しており、対象事業所に状況確認を実施している。
---------------------------	--	---

※ 令和3年4月から、指定障害福祉サービス事業者には、非常災害に備えるため、業務継続に向けた取組の強化として、業務継続計画（BCP）の策定や定期的な研修及び訓練の実施が義務付けられた。

【今後の対応】

・主体は各団体等事業者となっているため、本ワーキンググループ団体代表委員が中心となり、事業所連携構築に向けて個別具体の話し合いをすすめ、市関係課がバックアップする。

（協議内容）

- ・事業所連携のイメージ図、フロー図などの作成。（参考：別紙4）
- ・事業所連携の必要性の共通認識の共有。

2 避難行動要支援者名簿について

検討項目

- ア 新規登録の促進
- イ 名簿の情報の更新及び共有範囲の検討
- ウ 名簿の実効性の検討

対応状況（令和元年東日本台風時）

- ① 新規登録の促進（制度の周知及び登録方法）
 - ・介護保険課では、要介護認定に伴う要介護3～5の被保険者証を郵送する際、避難行動要支援者制度に係る登録（同意）を促すチラシを同封。
 - ・居宅介護支援事業所に対し、避難行動要支援者名簿に未登録の高齢者へ同制度の周知や登録を促すよう文書で依頼。
 - ・障がい者については、各種障がい者手帳を地区保健福祉センター窓口で交付する際、同制度を説明し、登録を促進。
 - ・民生・児童委員への制度の周知。
- ② 名簿の情報の更新、情報共有、地域における活用状況
 - ・名簿情報は年4回（5月、8月、11月、2月）更新（新規登録追加、死亡者削除）。
 - ・支援者の情報は未更新。
 - ・避難行動要支援者名簿の提供は年2回（4月、10月）
名簿提供先：①地区自主防災組織又は行政区
②いわき市消防団
③民生・児童委員
④地域包括支援センター
⑤いわき市社会福祉協議会
⑥警察機関（いわき中央警察署、東警察署、南警察署
⑦上記の掲げる者のほか市長が必要と認めるもの

【課題及び課題解決の方向性】

目	課題	課題解決の方向性
ア 新規登録の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿登録の対象となる方の登録が進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報誌、ホームページなどの広報媒体を活用して制度を周知する。 ・支援者（民生・児童委員、地域包括、障相、基幹、地区センターなど）に改めて制度の周知を図り、名簿登録対象者への勧奨を依頼する。
イ 共有範囲の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿情報は年4回更新を行っているが、支援者の情報は未更新である。 ・要配慮者への理解促進が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者や支援者に対し、情報更新の必要性を理解してもらい、変更があった場合の申し出等の協力を依頼する。 ・要配慮者についての地域での情報共有の必要性を民生委員協議会の定例会などで丁寧に説明し理解を深めてもらう。
ウ 名簿の実効性の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿をもとに避難支援個別計画を作成しているが、実際の活用には不十分である。 ・名簿提供後の活用状況は未把握である。 ・名簿登録情報の具体的な活用と実効性のある個別計画作成が必要である。 ・名簿の提供先を拡大してほしい(計画相談支援事業所などにも登録情報を提供してほしい)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が名簿の活用方法を示すと共に、名簿の提供先において、名簿の具体的な活用や避難の実働に向けた検討が重要である（地区や自主防災組織での避難訓練や防災会議での活用等）。 ・障がい児者の計画に反映させるため、本人等に情報提供への理解を促進させる。 ・名簿の提供先の再検討

【今後の対応】

名簿の登録を推進するため、対象者ごとに各担当課を通して制度の周知を図り、名簿登録対象者へ登録勧奨を行う。

- 1 新規登録の推進、更新情報の申し出については、担当課、関係者の役割を明確にし、確実に実施する。
 - ① 周知の方法
 - ・市の広報誌、ホームページ等広報媒体：保健福祉課
 - ・地域の方への訪問等：民生・児童委員、地域包括支援センター
 - ② 対象者
 - ・要介護3～5の認定を受けている者：担当ケアマネジャー
 - ・身体障害者手帳1～2級を所持する方：計画相談支援事業所、事業者
 - ・知的障がい者で療育手帳Aを所持する方：計画相談支援事業所、事業者
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方：計画相談支援事業所、事業者
 - ・指定難病医療費受給者証を所持する方で医療処置を受けている方：保健所
- 2 名簿の共有範囲や実効性のある活用を検討する。
 - ・名簿の提供先の拡大の検討：保健福祉課
 - ・名簿の具体的な活用：保健福祉課、危機管理課
 - ・実効性のある避難支援個別計画作成に向けた検討：保健福祉課、危機管理課
- 3 その他
 - ・計画相談支援事業所、居宅介護支援事業所に対して避難支援個別計画をサービス計画（ケアプラン）などに盛り込むよう依頼：障がい福祉課、介護保険課

3 福祉避難所のあり方

検討項目

- ア 開設場所
- イ 人員配置
- ウ 物資の配備
- エ 報酬体制の明確化
- オ 移送方法の確保

対応状況（令和元年東日本台風時）

ア 開設場所

- ・公設の福祉避難所として 10 か所を指定しているが、人員配置等の理由から、「いわきゆったり館」の 1 か所を開設。
- ・市社会福祉協議会から介護職の派遣を受けたが、長期化に伴い人員確保が困難となった。
- ・利用対象者以外が殺到しないよう、開設についての公表はせず、一般避難所での生活が困難な要配慮者をトリアージし、受け入れ。

イ 人員配置

- ・介護職として、市社会福祉協議会からの派遣職員 1 名のほか、連絡調整担当として市職員 1～2 名を配置。

ウ 物資配備

- ・利用者が少なかったことから、近隣の一般避難所から食事や日用品等の物資を調達。

エ 報酬体制

- ・事業所と委託契約を結び、介護報酬をもとに算出した費用を支払った。

オ 移送方法の確保

- ・市から移送方法の周知はなく、要支援者の中には避難所までの移送手段が確保できず、避難を躊躇した方がいた。また、一般避難所の利用ができなため、自家用車中で風雨をしのいだ医療的ケアが必要な児童家族がいた。

【課題及び課題解決の方向性】

項目	課題	課題解決の方向性
ア 開設場所	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所が少ない。また、一般避難所からだけでなく、災害発生前から直接避難できるようにしてほしい。(公表を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 1泊程度の短期間については、一般避難所に設置した福祉的スペースで受け入れができるよう、設備や物資等の整備を検討。
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい特性から、一般避難所が利用できない要支援者に配慮し、通いなれた施設や個室、家族と一緒に受け入れができる体制が必要。(特別支援学校や民間の通所施設等) 	<ul style="list-style-type: none"> 公設の福祉避難所については、発災前から直接受け入れられる体制や事前公表、広域をカバーできるよう複数か所の開設を目指す。 要支援者の受け入れの際には、家族の付き添いを求める方向で検討。
	<ul style="list-style-type: none"> 民間福祉避難所開設の場合、当該事業所利用者を優先してほしい。特に、医療的ケアが必要な児者については、特別な対応が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内2か所の支援学校について、公設福祉避難所としての開設を目指す。 通所サービス事業所等の避難場所としての利用について、求められるサービスの範囲や期間等運用イメージやルールを明確にし、受け入れ先の拡大のため、説明会等での周知を図る。 医療的ケア対象児者について、避難所の設備では限界があるため、医療機関等避難所以外の場所の検討必要。 二次避難に宿泊施設の利用を検討。
イ 人員配置	<ul style="list-style-type: none"> 介護人員として市の協定先は市社会福祉協議会のみであり、複数の福祉避難所への派遣は短期間であっても確保が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 障連協では令和元年東日本台風時、福祉避難所への人材派遣について加盟事業所に確認し、数か所から了解を得ていた。
	<ul style="list-style-type: none"> 一般避難所と福祉避難所の同時開設、さらに複数か所となれば、市職員(事務職・保健師)の配置が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> 公設福祉避難所への介護人材派遣についての協議は可能。
	<ul style="list-style-type: none"> 介護人員の派遣については、民間事業所や関係機関との協定締結が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設協議会では、公設福祉避難所への人材派遣は協力が得られなかったが、事業所によっては、派遣ではなく自分の事業所での少人数の受け入れが可能。

ウ 物資 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が事前の準備をする際の財政的支援はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本台風時、福祉避難所として受け入れを依頼した事業所について、資機材や人員は施設対応としたが、施設としてはベッドが増やせれば受け入れ拡大可能とのことであり、備蓄等の検討が必要。 ・福祉避難所に、停電時に活用できる非常電源や発電機を整備することを検討。
	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボールベッドは実用的であるが、入手や備蓄スペース等が課題である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児者について、医療機器使用のための水と電源等の資機材の確保が必要。 	
エ 役割 と費用	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のサービス提供の介護報酬に加え、定員を超えての受け入れ等、災害時の特別な対応の際には、事業所に負担が生じないようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本台風時は、事業所と委託契約を結び、介護報酬を基に算定した費用を1泊単位で支払った。 ・協定について、高齢者分野では「県老人福祉施設協議会」と「県老人保健施設協会」との協定によりほとんどの入所施設が締結しているが、障がい分野は「障連協」との協定で、未加盟の通所施設等多くが未締結となっており、今後見直しが必要。 ・通所サービス事業所等の避難場所としての利用について、求められるサービスの範囲や期間等運用イメージやルールを明確にし、受け入れ先の拡大のため、説明会等での周知を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れ側としては、民間の福祉避難所として何をしてほしいのか、受け入れた場合、どのように賄ってくれるのか具体的に示してほしい。 	
オ 移送 方法 の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護や移動支援を利用した避難所への移送が可能であることを事業所に事前に周知し、避難所等への移動をスムーズに行えるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所や計画相談支援事業所に対し、移動が困難な要支援者の避難計画をケアプランやサービス利用計画に盛り込むよう依頼。 ・移動に際し介助が必要な要支援者の移送について、居宅介護や移動支援の利用が可能な場合を事業所に改めて周知する必要がある。

※ 実際の運用と協定内容に違いがあるため、協定の見直しが必要。

※ 福祉避難所の早期開設、早期避難に向けた避難先の紐づけについては、別途検討。

【今後の対応】

- 公設・民間共通
 - ・福祉避難所の運営体制を整理し「福祉避難所運営マニュアル」を見直す。
(障がい福祉課、介護保険課)
 - ・二次避難所として、宿泊施設の利用を検討。(危機管理課：協定締結済み)
 - ・福祉避難所開設時の公費負担や人材派遣に係る報酬体制について、検討が必要。災害時におけるこれまでの対応や国通知等を確認し、運用を決めていく。(障がい福祉課、介護保険課)
 - ・福祉避難所への移送について、居宅介護支援事業所や相談支援事業所に対し、想定される避難場所やルート、移動手段等について、できる限り個別具体的にケアプランやサービス利用計画に盛り込むよう依頼する。
また、災害時の介護サービス・移動支援等の利用の可否について事業所に周知し、避難行動に遅れが生じないようにする。
(障がい福祉課、介護保険課、基幹相談支援センター、地域相談支援コーディネーター)
- 公設福祉避難所
 - ・公設福祉避難所の開設時期や対象者、周知等について、市関係課で協議。
(障がい福祉課、介護保険課、保健福祉課、危機管理課)
 - ・人員（介護職）の配置について、民間団体や事業所等の協力が必要であることから、障連協と協議（障がい福祉課、障連協）
 - ・開設が見込まれる公設避難所について、災害時非常用備蓄品資機材として、発電機やバッテリー等、一般避難所と同等の備蓄配備を検討。
(危機管理課：令和3年度予算要求済み)
 - ・福祉避難所開設時の公費負担や人材派遣に係る報酬体制について、検討が必要。災害時におけるこれまでの対応や国通知等を確認し、運用を決めていく。(障がい福祉課、介護保険課)
- 民間福祉避難所
 - ・市と事業所との協定見直しが必要。
高齢者施設では「県老人福祉協議会特養部会いわき支部」と「県老人保健施設協会いわき支部」との協定により、ほとんどの入所施設が締結しているが、障がい分野は「障連協」との協定で未加盟の事業所が多いため、次のとおり整理する。(障がい福祉課)
(加盟事業所) 実際の受け入れの可否や受け入れ可能人数等を把握したうえで、協定を見直す。
(未加盟事業所) 協定締結に向け、福祉避難所の役割や運用イメージについて説明会や訪問を実施し、理解と協力を求め避難先の拡大を目指す。

1 ワーキンググループ（以下WG）発足の経緯

- (1) 令和元年東日本台風風の発生後、いわき市地域自立支援協議会、各障害福祉サービス事業所及び障がい福祉課で、主に障がい者（児）に対するこれまでの災害対応について課題抽出を行い、意見をとりまとめたことから、障がい者等が災害時に必要な支援を地域の中で受けられ、安全・安心に暮らすことができるよう、課題と考えられるものに対する対応策について、自立支援協議会から市への提言書として提出された。
- (2) 障がい者（児）への災害対応については、行政関係課だけでなく、関係機関との共通認識と協力が不可欠であることから、市関係課だけでなく、自立支援協議会の代表など関係団体の方々にも参加していただき、WGを設置し、令和2年中を目的に、提言事項に関する具体的な協議を実施するものとした。

【WGメンバー】

- 市関係課： ①保健福祉課 ②障がい福祉課 ③介護保険課 ④危機管理課 ⑤地域包括ケア推進課 ⑥河川課 ⑦消防本部[総務課、警防課]
- 関係団体等： ①自立支援協議会 ②県老人福祉施設協議会待養部会いわき支部 ③NPO 法人地域福祉ネットワークいわき

2 提言事項（全10項目）

- 1 福祉避難所の開設時期や設置内容
- 2 一般避難所の質の向上
- 3 避難行動要支援者名簿の整備と運用方法
- 4 市からの災害関連情報の伝達方法
- 5 各事業所等における災害時対応マニュアルの整備や避難訓練
- 6 被害を受けた他事業所の利用者の受け入れ
- 7 自宅生活継続者支援
- 8 申請窓口（避難所、自宅訪問）
- 9 移動が難しい人の対応（居宅介護、移動支援）
- 10 提言具現化のための組織の設立

3 協議内容

- (1) 「大規模水害タイムライン」の作成
障がい者（児）等の要配慮者について、逃げ遅れをささず、命を守る適切な避難行動がとれることを最優先とし、【平常時】と【発災前】の動きが重要であることから、「大規模水害タイムライン」を作成し、時間帯ごとの各機関の役割を明確化。
- (2) 優先して取り組むべき事項の選定
要配慮者の命を守るため、最優先に取り組むべき事項を下記の3点とし、集中的に協議。
ア 事業所間の連携・備え・指針（事業所間の相互支援体制の構築、非常時体制の明確化等）
イ 避難行動要支援者名簿（新規登録の促進、登録情報の確認・更新と共有範囲の検討、実効性の検討等）
ウ 福祉避難所（開設時期、対象者、人員配置、資機材配備、報酬体制、移送方法の検討等）
(3) 優先事項の協議内容及び今後の対応
ア 事業所間の連携・備え・指針について
① 情報集約と情報共有（メーリングリスト等の作成）
② コーディネート機能（メーリングリスト等）を活用した人材及び物資のコーディネート機能）
・ 各事業所の被害状況の速やかな情報集約と要支援者のサービス利用継続のためのスキームの必要性。（特に小規模法人や事業所団体非加盟事業所の互助支援体制の構築と支援が必要）
・ 市地域自立支援協議会（地域生活支援部会）事業所連絡会で事業所間のメーリングリストの作成。
・ 各法人単位での情報集約をはじめ、事業所団体、事業所連絡会の丁寧な運動で、災害時に向けた平時の取り組みを形成する。
・ 事業所への協力勧奨やコーディネート機能等、継続した協議が必要。

【今後の対応】

- ・ 事業所連携の必要性について認識を共有し、情報集約・共有等の支援体制のイメージ・フロー図の作成等、連携体制構築に向けて各団体等事業者で協議し、市関係課がバックアップ。

イ 避難行動要支援者名簿について

- ① 名簿登録の促進、更新、情報共有範囲の検討
・ 登録が必要な要配慮者について、様々な関係者からの勧奨が必要。
・ 情報を常に最新とし、情報開示同意を得られるよう、定期的な勧奨通知を送付すると共に「避難行動要支援者全体計画」に基づき各関係機関の役割分担の周知が必要。
・ 現状の名簿提供先以外の機関への提供について、個人情報取り扱いに留意し、慎重に検討。

② 名簿活用の実効性の検討（地域で保有する名簿情報の活用度を向上させる取組み）

- ・ 地区の避難訓練での活用や地域の防災会議や地域ケア会議等での活用
 - ・ 名簿登録対象者や支援者に対し、情報提供の必要性についての理解促進
- 【今後の対応】
- ・ 新規登録や更新情報の申し出の推進について、保健福祉課による周知のほか、担当課や関係者の役割を明確にし、確実に実行。

- ・ 名簿の提供範囲の拡大や実効性のある活用について検討

ウ 福祉避難所について

- ・ 開設場所、開設時期、人員配置、物資配備、移送手段の周知、通所等サービス提供事業所の避難場所としての想定など、現状と課題について協議。
- ・ 福祉避難所の発災前の開設や公表
- ・ 協議内容を踏まえ、庁内関係課で継続した検討が必要。
- ・ 民間福祉避難所については、その役割や期間等についてイメージの共有を図り、事業所を避優先とするための体制構築に向け検討。

【今後の対応】

- ・ 「福祉避難所運営マニュアル」の見直し等を実施。
- ・ 「公設福祉避難所」の開設時期や対象者、周知等について、関係課が協議。
- ・ 「公設福祉避難所」への介護職の派遣や「民間避難所」については、協定の見直し等を含め陸連協と協議。

4 会議の経緯

時期	回	主な協議内容
8月7日	市への提言	・市地域自立支援協議会からの提言受理 ・WG設置
8月24日	第1回	・協議内容・日程の確認 ・優先協議事項の選定
9月29日	第2回	・「大規模水害タイムライン」の検討 ・優先協議事項の現状確認と課題整理
10月30日	第3回	・優先協議事項の課題整理と進捗確認 ・各事業所団体や関係機関の実動性の把握等
11月26日	第4回	・優先協議事項の継続協議
12月25日	第5回	・協議内容のまとめ ・今後の対応の確認

●必要に応じ、今後も関係機関での協議を行い、決定事項について情報を共有

課題整理表

別紙 2

提言番号	概要 (★=優先して取り組むべき事項)	主体①	主体②	協議状況	解決状況	参考 (災害対応検証委員会の最終報告書)
平常時						
①情報伝達の工夫						
4	ア 情報発信方法の検討	行政		—	◎	・伝達内容や伝達方法について⇒改善実施済み
4	イ 情報取得方法の検討	事業所	(相談)	協議済み	○	・防災ラジオの貸与対象者の拡大⇒取り組み済み
②事業所間の連携・備え・指針 ★						
4・6	ア 非常時の事業所間の相互支援体制の構築	事業所	(相談)	協議中	△	・自助(市民の役割)、共助(地域の役割)、公助(市の役割)について対応状況と課題、課題解決の方向性について言及。
4	イ 非常時体制の明確化	事業所	(行政)	協議中	△	・市地域防災計画において「企業等の役割」として市や地域住民、自主防災組織等との連携に努める。
5	ウ 避難確保計画作成と避難訓練実施の徹底	事業所	(行政)	協議済み	○	
③避難行動要支援者名簿 ★						
3	ア 新規登録の促進	行政	(相談・事業所)	協議済み	○	・要支援者への避難支援として「避難行動要支援者名簿」を作成し平時より地域や関係者へ名簿を提供し、避難時に孤立することを防ぐため普段から地域の見守りや防災訓練への参加などに活用している。高齢者支援：ケアマネや包括との連携を強化する。
3	イ 登録情報の確認・更新と共有範囲の検討	行政	(相談)	協議済み	○	
3	ウ 実効性の検討	行政	(相談)	協議中	△	
④福祉避難所 ★						
1	ア 開設場所の検討	行政	(事業所)	協議中	○	・開設する福祉避難所を事前に公表する。
1	イ 発災前からの開設	行政		協議中	○	※以下、主に一般避難所に関する内容
1	ウ 対象者の検討	行政	(事業所・相談)	協議中	○	・収容人数や駐車台数等の基本情報の平時からの提供。⇒実施済み。
1	エ 人員配置の検討	行政	(事業所)	協議中	△	・避難所の受け入れ状況を広く周知し避難所の分散化を図る。⇒一部実施済み。
1	オ 物資配備の検討	行政	(事業所)	協議中	△	・ハザードマップと併せて、高台や地域外の施設利用等も含めて開設検討を行う。⇒一部実施済み。
4	カ 報酬体制の明確化	行政		協議中	△	・コロナ対策も含めて、開設箇所数を増やす。⇒実施済み。
1・9	キ 移送方法の確保			—	△	・避難所の環境整備を行う。 ・避難所運営にあたる職員の増員と、資質向上を図る。
⑤一般避難所						
2	ア 運営職員体制の見直し	行政		協議中	○	
⑥自宅生活継続者支援						
7	ア 想定される支援と必要な情報の洗い出し	行政	相談	—	△	・災害対策本部の体制検討マニュアル整備、初期対応訓練、各業務の見直し等が必要。
7	イ 非常時の役割分担協議	行政	相談	協議中	△	
7	ウ 地域支援に係る職員配備体制の検討	行政	相談	協議中	△	
1・9	エ 移送方法の確保(再掲)			—	△	
⑦各種申請手続き						
8	ア 想定される手続きと庁内調整	行政		—	△	・被災者支援の漏れを防ぐため、被災者の支援情報を一元管理するシステムを構築する。
8	イ 代理人要件調整	行政		—	△	・地区関係者やボランティア団体等の協力を得ながら、避難所を中心に在宅被災者に対する支援を行う。
8	ウ 手続き簡素化の検討	行政	相談	—	△	

発災前・発災時・発災直後					
①福祉避難所 ★					
1	ア発災前からの開設（再掲）	行政		協議済み	○
1・9	イ移送方法の確保（再掲）			—	△
②一般避難所					
2	ア福祉スペース設置	行政		協議済み	◎
2	イ運営職員体制の見直し（再掲）	行政	相談	協議中	○
③被災事業所 ★					
6	ア相互支援に基づく対応（再掲）	事業所	相談	協議中	△
④自宅生活継続者支援					
7	ア救助活動と情報共有	行政	相談	協議済み	○
・地域の被災者支援においては、現地対策事務所の有効性と迅速な設置の必要性。					
発災後短期～中期					
①自宅生活継続者支援					
7	ア適切な情報共有	行政	事業所	協議済み	△
②各種申請手続き					
8	ア訪問（一括）申請支援の検討	行政	相談	—	△
・窓口で直接訪れることができないよう配慮者等に対する支援を行う。					
③要配慮者支援					
6	ア仮住所の確保	行政	相談	—	△
6	イサービス利用者支援・入所支援	行政	相談	—	△

行政：行政機関

事業所：サービス提供事業所等

相談：計画相談支援事業所等

◎：実施済み

○：方向性調整済み

△：課題有り

大規模水害対応タイムライン (現状想定版)

◎大規模な洪水・土砂災害に備え、平常時の備えや、発災時の障がい児者に対応する動きとして参照

市の大規模水害対応タイムライン (暫定版)		障がい児者の計画相談における対応視点 (指針)	
平常時		<p>平常時の確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自宅の状況を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス等利用計画作成時にハザードマップの確認を本人と一緒に行う。 ※いわき市ホームページ (いわき市ハザードマップ) ● 利用者及び世帯の状況を確認 (リスク状態の把握) <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしか家族暮らしかの確認 ・家族構成 (避難対応可能な、8050などの家族状況)、特性 (どのような支援が必要か)、身体 (健康状態)、キーパーソンの有無 (避難対応可能な) など緊急時に必要なアセスメントを行う (平日・夜間・土日・家族が不在の時間帯など各場面毎の構成を想定する)。 ● 避難する場所 <ul style="list-style-type: none"> ・本人と話し合いをして避難先・誘導 (行き方)・情報を得る方法 (メール登録など) の確認 ・避難誘導の有無を含め災害時の対応の意思確認を取っておく ・地区 (地域) 外の避難先、避難先、頼れる方の確認 (相手にも受け入れ対応ができるかの確認) ・医療的ケアが必要な方を受け入れ可能な病院の確認 (かかりつけ医との連携、事前の入院) ・学校や事業所などご本人が慣れた場所に避難できるよう事前に調整しておく。 ● 避難する場所までの交通手段 <ul style="list-style-type: none"> ・交通手段についても個別避難計画に記載する。 ● 避難する際に支援してくれる人 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用者について、各サービス提供事業所の作成する個別支援計画にも、各事業所で把握している状態像を踏まえて避難計画を盛り込む。 ・担当者会議のときに避難計画についての確認、避難のシミュレーションを行う。 ・個人が何をやるか (動き方)、意向の確認 ・事業所を非常時に備えた役割分担を設定しておく。 ・平日、休日、時間帯によってどう対応するか、ご本人や事業所とイメージを作っておく。 ・地域の動きを知る (情報の伝達)、各地域にどのような障がい児・者がいるか地域特性を把握しておく。 ・必要に応じて小地域ケア会議の開催を検討する。 ※地域会議の開催や民生委員との連携については地区の委託相談に相談し、一緒に動いてもらう。 ・自力で避難できない人に避難の仕方シートにして共有 ・発災が事前にかかる場合は避難後に相談支援事業所に連絡をもらえるように事前に本人に伝えておく。 ・行政への情報伝達の流れを整理しておく。相談員は情報を集約して行政に伝える役割を担う。 ● 避難を開始するタイミング <ul style="list-style-type: none"> ・警戒レベルを参考に本人と話をして避難するタイミングを決める。 ● 必要な物を準備 <ul style="list-style-type: none"> ・持ち出しバッグの準備、確認 ・医療面について確認しておく。薬、機器 (電源)。 ・救急医療情報キットの活用 ● 避難行動要支援者登録 <ul style="list-style-type: none"> ・申請のサポート、登録の更新 (サービス更新時など) ・ヘルプカード、ヘルプマークの所持 ● 事前の備え <ul style="list-style-type: none"> ・平常時に作成した避難プランの活用時期や情報を伝える。 ・個人の生活環境の点検 (養生テープで窓の補強、水の確保など) ・発災に備えた支援の実行 (平常時の役割分担の取り決めが大事) ・移動手段の確保 	
	発災前	<p>台風接近情報の最接近予報24~48時間前【水防本部臨時会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防会議、各指示、避難所の開設準備 ・警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 <p>● 避難所 (福祉避難所) 開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象、河川、避難所情報などの発信 	<p>避難のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実際に避難するために必要なこと <ul style="list-style-type: none"> ・情報を見ながら避難誘導 ・実際の声掛け ・安否確認 ・大変な状況を伝え、アクション (避難) を促す ・避難所の情報 ・民生委員へ連絡 ・事業所、ホームヘルパーとの連携 ● 避難する際の注意点 (避難者視点) (相談員は発災時には対応困難であることを確認した上で) <ul style="list-style-type: none"> ・避難の必要性を判断する (信頼出来る人に相談、2階の避難が良いのか、避難所へ行くべきか等) ・確実に避難する (ニュースやラジオ、SNSなどの情報から判断 ※情報の信憑性の確認) ・早めに避難する (自分の住んでいるところの避難所がいっぱいで入れなくなり、断られることがある) ・避難時連絡をもらう ※発災前までに望ましい動き ・警戒レベル4 避難勧告 (河川・土砂)・避難指示 (緊急)
発災時	<h2>警戒レベル5 災害発生</h2>	<h2>既に災害が発生している状況</h2> <h3>◎命を守る最善の行動</h3>	
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・情報発信 ・救助 ・避難 ・被災地対応 ・相談窓口設置 ・食料品・日用品の配布 ・在宅被災者のニーズ把握 ・物資調達 ・防疫保健衛生対策 ・現地対策本部の設置 ・交通支援 ・入浴サービス ・災害ボランティアセンターの設置 ・給水 ・広域応援職員の受入・連絡調整 ・災害廃棄物対策 ・り災証明書開封 ・被害認定調査準備 	<p>対応のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・誰がどこにいるかの把握 (電話・訪問) ・支援の滞り方の把握 (計画なし、家族なしなど) ・ご本人への聞き取りが重複しないよう、情報の集約をする人の整理 ・事業所の被災情報の整理・発信 ・同居していない家族への連絡 ● ニーズ確認 <ul style="list-style-type: none"> ・食べ物・飲み物・入浴などの困りごと、これからどうしたいかの聞き取り・把握 (トリアージ) ・緊急ニーズの確認 (ご本人からもSOSを発信してもらう) ● 支援 (個別ニーズに応じて対応) <ul style="list-style-type: none"> ・避難所 (自宅) での支援 ・支援物資の確保・配布 ・水・薬・入浴の対応 ・ご本人の安心づくり (声掛け) ・個別ニーズに応じて必要な情報の収集・整理・提供 ・被災により事業所の利用ができない方に対して支援可能な事業所の確認 ・ライフライン、生活状況の確認 ・医療、器具などの確認 ・衣食住の支援 ・サービスの調整 	
発災後短期	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の発信 ・生活再建支援 ・住宅支援対策 ・義援金受付 ・経済的支援窓口開設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安否確認 <ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し安否確認 (状況が変化している人もいるため、事業所の協力を得ながら対象者全員に行う) ・必要時二次訪問 ● ニーズ確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズが見えてくる時期なので個別対応を工夫する ・ニーズの再確認・再調整 (被災証明が取れているか、手続き関係、健康面、居住の場、生活の質の向上) ・必要に応じて申請のサポートも行う ● 支援 <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担の検討 ・情報の集約→行政に情報提供/相談→対応策の検討 ・地域ごとに被災している事業所のフォローを行う ・衣食住の状況確認 	

各サービス提供事業所の動き

防災気象情報による避難所、の動き

【浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（障害福祉サービス事業の用に供する施設等）の義務】

- 避難確保計画の作成
- 避難訓練の確実な実施

●周知・広報

- ・災害発生時の想定と準備。
- ・職員配備の体制確認・事前取り決め。
- ・サービス利用者に対し、非常時体制や連絡体制の周知、いわき市防災メール登録の推奨。
- ・避難行動要支援者名簿への登録動員。最新状況確認と情報共有。

●避難所開設の事前取組み

- ・市との避難所開設に係る協議。想定と準備。
- ・職員配備の体制確認・事前取り決め。
- ・避難所開設マニュアルの作成。
- ・資機材、駐車場等確認

●周知・広報

- ・市との避難所開設に係る協議。想定と準備、必要に応じて訓練。
- ・職員配備の体制確認・事前取り決め。
- ・施設利用者に対し、避難所開設想定される旨の周知（通常利用<災害対応優先となること等）
- ・施設利用者に対し、いわき市防災メール登録の推奨。
- ・避難行動要支援者名簿への登録動員。最新状況確認と情報共有。

●避難訓練

- ・福祉避難所としての避難訓練を実施。

<避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとります。	災害発生情報 ※2 災害が発生していることを把握した時点で、可能な範囲で発表（市町村が発令）
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急） ※3 命の危険を及ぼす恐れがある場合に発令（市町村が発令）
警戒レベル3 高齢者等の避難	避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備をしましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 （市町村が発令）

<防災気象情報>

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報	冠水発生情報 大規模特別警報 等
警戒レベル4相当情報	冠水危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3相当情報	冠水警戒情報 洪水警戒 等

（注）市町村が発令する避難情報とは異なる

平常時

発災前

発災

発災直後

発災後短期
1週→1ヶ月

ア 発災可能性低	イ 発災可能性高	ウ 避難所開設しない場合	エ 避難所開設の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・通常運営・縮小・休所（施設判断） ・利用者及び関係職員への連絡 ・適宜情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営縮小、休所（施設判断） ・利用者対応（簡所生）：帰宅or施設で一定時間過ごす ・利用者対応（夜間休日）：利用者、家族等へ見連しの連絡を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常運営、縮小、休所（施設判断） ・利用者及び関係職員への連絡 ・適宜情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の要請により開設準備 ・利用者及び利用予定者への連絡 ・人員配備の連絡調整 ・市との連絡調整 ・避難者受け入れ開始（※非該当者への対応）
災害発生無し	災害発生	災害発生無し	災害発生
<ul style="list-style-type: none"> ・通常運営 ・必要に応じて、市へ状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者対応（利用者状況把握、情報提供、資機材配備、必要に応じた介護、声かけ等） ・情報収集と、市への状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常運営 ・必要に応じて、市へ状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者対応（避難者状況把握、情報提供、資機材配備、必要に応じた介護、声かけ、見守り等） ・市との情報共有 ・避難所閉鎖に向けた動きの確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の把握 ・帰宅困難者がいる場合、家族、計画相談、CMと対応連絡調整 ・市に報告 ・収束目的の確認と、事業所再開の検討 ・長期避難者（見込み）が生じる場合、速やかな移動先の確保（家族、計画相談、CM、市等との相談） ・帰宅困難者が0のタイミングと、施設の被害状況の有無、職員の出勤状況を加味して事業所再開。 		<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者がいる場合、家族、計画相談、CMと対応について連絡調整。市に報告。 ・避難所閉鎖の目的の確認と、事業所再開検討 ・避難者が0のタイミングと職員の出勤状況で事業所再開の準備
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の被害状況把握 ・り災証明書等の必要な手続きの支援 		<p>行政の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所閉鎖に向けての準備 ・帰宅困難者の把握 ・長期避難者（見込み）が生じる場合、速やかな移動先の確保（家族、計画相談、CM、関係機関との相談調整）

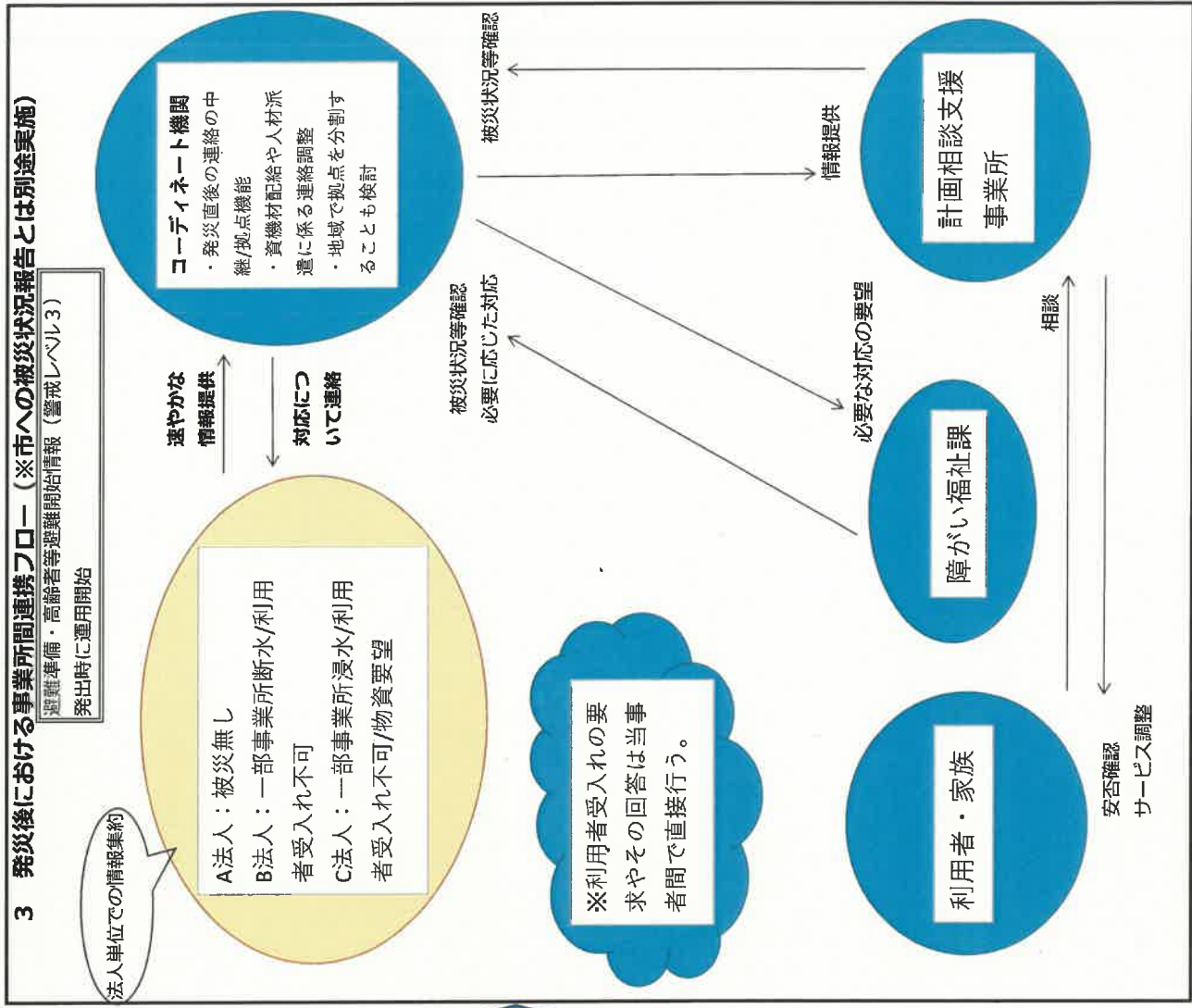
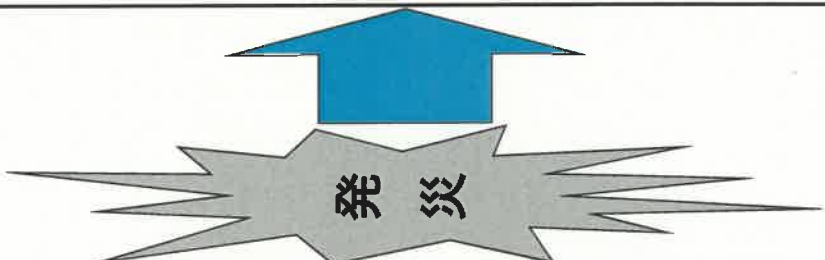
- 1 サービス提供事業所の平時における対応
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の施設における避難確保計画の作成と、避難訓練の実施
 - サービス利用者の個別支援計画に災害時等非常時の対応を盛り込む（本人、家族、計画相談等との確認）
 - サービス利用者と支援関係者へ事業所の非常時体制や連絡体制の周知
 - いわき市防災メール登録の勧奨と、避難行動要支援者名簿への登録勧奨

既に取組みとして実施している/すぐにも取組める事項

- 2 発災時に向けた情報集約・共有体制の構築
- 実行性のあるものとするために、市内のサービス提供事業所が所属する全法人が参画。
 - メールングリスト/SNS等を活用。
 - 収集する情報について、被災の有無、必要な物資・人手等の項目を定める。
 - 定期的に情報集約・共有の訓練を実施。

期待される効果

- ・ 正確な情報へのアクセス性向上
- ・ 問い合わせ等にかかる労力削減



要配慮者（障がい者児）の避難先の確保に係る業務フロー

